#### お受取書類のご案内

#### 契約者にお届けする書類の一例をご案内します。

各書類とも内容をご確認のうえ「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」 とともに大切に保管してください。

●意向確認書(お客さま控) ●契約申込書(お客さま控) 申込時

募集代理店より交付

クレディ・アグリコル生命

より郵送

#### 契約後

- ●保険証券 ●契約締結時交付書面
- ●仮ユーザーID・仮パスワード通知書:

契約内容の照会等ができる、インターネット・サービス「マイページ」を ご利用いただく際の初期登録に必要な情報が記載されています。

契約した年

●生命保険料控除証明書:

1月~9月契約⇒10月末に発送します。 10月~12月契約⇒契約の翌月末に発送します。

積立期間中

- ●ご契約状況のお知らせ:年2回(1月末、7月末頃)発送します。
- ●特別勘定の運用報告書:年2回(1月末、7月末頃)発送します。

目標額到達時 ●目標額到達のご案内:

積立金額が目標額に到達した日の翌日から5営業日以内に発送します。

年金支払 開始日前

●年金お支払手続きのご案内:年金支払開始日前に発送します。

年金支払時

- ●年金お支払いのご案内
- ●年金証書:年金受取人に郵送します。

※上記に記載されている内容は、2016年4月末現在のものです。送付内容、時期等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。



で契約の際には、この「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を 必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、 「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象等についてご説明しています。

#### 「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- ●クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について ●責任開始期について
- ●死亡保険金等をお支払いできない場合について ●積立金について ●諸費用について ●解約および一部解約について

# 募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- ●「円ターゲットプラス Iにご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ●「円ターゲットプラス」は、クレディ·アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。 また、預金保険制度の対象ではありません。
- ●三菱東京UFJ銀行は、「円ターゲットプラス」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命の支払能力を保証するものではありません。
- ●法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。 三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等についてあらかじめお客さまからお伺いし 万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。
- ◎商品に関するご相談・お問い合わせ、クレディ・アグリコル生命所定の主な諸利率等のご照会等は、 下記のクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまたはWebサイトまで

CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命

月~金曜日 9:00~17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く

Webサイト

http://www.ca-life.ip/

くわしくは変額保険の販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

(お問い合わせ、ご照会は)



(●) MUFG 機工三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター [保険]

0120-860-777

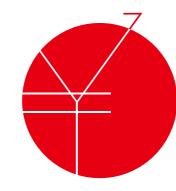
月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3 等を除く) http://www.bk.mufg.jp 平成28年5月現在(No.05825)

(ご契約後のご照会は) 【引受保険会社】

## クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル カスタマーサービスセンター 60120-60-1221 Webサイト http://www.ca-life.jp/

CAL1603-MKA28MLI03-1



クレディ・アグリコル生命の投資型年金保険

# 円 ター ゲットプラス

変額個人年金保険(14)

# 契約締結前交付書面 <契約概要/注意喚起情報>

商品パンフレット

#### ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を<契約概要>と <注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込 みください。

「円ターゲットプラス」は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異な ります。

【募集代理店】

【引受保険会社】





この保険の引受保険会社はクレディ・アグリコル生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行はクレディ・アグリコル生命保険株式会社の募集代理店です。

# 資産運用で、こんな思いや ご経験はありませんか?



# ご契約前に必ずご確認ください

「円ターゲットプラス」は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする 生命保険であり、預金とは異なります。

#### ■この保険のリスクについて

- ■この保険は、特別勘定の運用実績によって 積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額お よび将来の年金原資額が変動(増減)するし くみの投資型年金保険です。特別勘定にお ける資産運用には、価格変動リスク、金利変 動リスク、信用リスク、カントリーリスク等の リスクがあり、運用実績によっては解約払戻 金額や年金原資額が一時払保険料を下回り、 損失が生じるおそれがあります。
- ●年金原資額および解約払戻金額に最低保 証はありません。
- ●これらのリスクは契約者等に帰属しますの でご注意ください。

#### ■ご負担いただく費用について

●この保険にかかる費用は、「契約初期費用 | 「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管 理費用」の合計となります。

#### ■その他のご留意事項について

契約時において年金額は確定していません。 将来お支払いする年金額は年金原資額に 基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定 利率等)により計算します。



POINT

積立期間満了時の成果として

基本保険金額と同額を目指す「安定運用部分」と、 上乗せの成果を目指す「積極運用部分」

を組み合わせて運用します。

※年金原資額に最低保証はありません。

POINT

「積極運用部分」については、お客さまに代わり 市場環境に応じた資産配分の切り替えを行います。

POINT

目標額に到達すると、運用成果を 自動的に確保して、ふえたタイミングを逃しません。

くわしくは、次のページ以降をご覧ください。

※この冊子では、わかりやすさの観点 から約款上の用語・記載内容を右記

約款上の用語・記載内容 この冊子での表記

金融市場型特別勘定

単位型タイプ特別勘定

マネー型特別勘定

単位型特別勘定

のとおり表記しています。

1 商品パンフレット



# 目標を決める

■契約時に、一時払保険料を基準にして、どれだけふやしたいのか目標 (目標額指定割合)を決めていただきます。

120%

130%

140%

150% 200%

(例)一時払保険料が1.000万円で目標を130%にした場合、 目標額は1.000万円×130%=1.300万円となります。

■契約日の属する月の翌月13日に、主に債券に投資する特別勘定(単位 型特別勘定)で運用を開始します。



契約後に目標額指定割合の変更はできません。



#### 目標額に到 達すると 運用成果を 確保する

- ■積立金額が目標額以上に到達する 間付年金に移行して据え置いた後、
- ■移行後の年金支払開始日は、 ・移行日から1年経過した日の直後に到来 ·契約当初の年金支払開始日
- ■目標額到達の判定は、「単位型特 立期間満了までの間、クレディ・ア

● 目標額の到達を保証するもの

「単位型特別勘定の運用開始

いったん据置期間付年金に移行

運用成果を確保しません。

と、運用成果を自動的に確保します (据置期 確定年金または一括でお支払いします)。

次のいずれか早い日となります。 する「契約当初の年金支払開始日」の応当日 (契約日の20年後)

別勘定の運用開始日」の1年後から積 グリコル生命が営業日毎に行います。

#### ではありません。

日」から1年未満は、目標額に到達しても

すると特別勘定での運用は終了します。

# 「安定運用」と「積極運用」で積立期間満了時の 成果として「基本保険金額と同額以上」を目指す

- ■積立期間(20年)を満了した場合は、満了時の積立金額が年金原資額 となります。
- ■「安定運用部分」は、積立期間満了時の成果として「基本保険金額と同 額」を目指して運用します。また、「積極運用部分」は「上乗せの成果」を 目指して運用します。ただし、年金原資額の最低保証をするものではあり

くわしくは、P5~P6「単位型特別勘定について」をご覧ください。

■積立期間満了後、年金原資を、確定年金または一括でお支払いします。



● 年金原資額に最低保証はありません。

ケース

● ページ下およびP12の「年金原資額が基本保険金額を下回る場合について」も あわせて、ご確認ください。

#### <イメージ図> ●この保険は、特別勘定の運用実績に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、 目標額到達を郵送でご案内 目標額到達の判定は、「単位型特別勘定の運用開始日」の 損失が生じるおそれがあります。 1年後から積立期間満了までの間、クレディ・アグリコル ※積立金額が目標額に到達した日の 生命が営業日毎に行います。 翌日から5営業日以内に発送します。 目標額 契約初期費用 7.5% Astronomica de la Company de l \*\*\*\*\* 目標額到達時の積立金額 (基本保険金額) 一時払保険料 特別勘定繰入額 積立金額 年金原資額 基本保険金額 (解約払戻金額) 支 払 死亡保険金額 方法 •基本保険金額 • 積立金額 確定年金 のいずれか大きい額 0 選択 ※死亡保険金額は基本 保険金額が最低保証 **=**1年**=** 一括支払 されます。 ②特別勘定繰入日 単位型特別勘定の運用期間:19年10ヵ月 6年金支払開始日 青立期間:20年 4 目標額到達の判定開始日 目標額に到達(据置期間付年金への移行日) ③単位型特別勘定の ①契約日 ⑤単位型特別勘定の運用期間満了日 ①契約日 ③単位型特別勘定の運用開始日 ⑤単位型特別勘定の運用期間満了日 ②特別勘定繰入日 申込日からその日を含めて8日目または契約日

契約日の属する月の翌月13日です。

6月16日が契約日の場合、7月13日です。

### 目標額に 到達した場合

運用成果を自動的に確保します(据置期間付年金に移 行して据え置いた後、確定年金または一括でお支払い します)。\*

# 積立期間を 満了した場合

積立期間(20年)満了時の積立金額が年金原資額とな ります。積立期間満了時の成果として基本保険金額と 同額を目指す「安定運用部分」と、上乗せの成果を目指 す「積極運用部分」を組み合わせて運用します。

※左図に記載しているケース2の年金原資額は、積極運用部分 の運用成果がなかった場合を示しています。

介 年金原資額に最低保証はありません。

- ※左図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定してい ません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するもので はありません。
- \*据置期間付年金に移行後の年金支払開始日は、次のいずれか早い 日となります。
- ・移行日から1年経過した日の直後に到来する「契約当初の年金支 払開始日」の応当日
- ・契約当初の年金支払開始日(契約日の20年後)

#### 6年金支払開始日

目標額に到達しなかった場合、契約日の20年後が年金支払開始日 となります。なお、目標額に到達した場合、年金支払開始日が契約当 初よりも早期に変更されることがあります。\*

#### ●目標額到達の判定について

クレディ・アグリコル生命が

お申し込みを承諾した日です。

目標額到達の判定は解約払戻金額により行います。解約払戻金額は積立金額と同額となりますので、この冊子では目標 到達の判定についての金額を「積立金額」と記載しています。

のいずれか遅い日の日末に、一時払保険料から契約初期費用を差し

引いた金額をマネー型特別勘定に繰り入れます。その後、契約日の属

する月の翌月12日の日末に、積立金を単位型特別勘定に移転します。

#### 4 目標額到達の判定開始日

「単位型特別勘定の運用開始日」の1年後 です(その日が非営業日の場合、その直 後に到来する営業日)。

運用期間満了日の日末に、積立金を マネー型特別勘定に移転します。

#### ●年金原資額が基本保険金額を下回る場合について

単位型特別勘定のうち「基本保険金額と同額の成果」を目指す部分(安定運用部分)について下記のような場合に、年金 原資額が基本保険金額を大きく下回る可能性があります。

①安定運用部分の取引相手先等(三菱UFJモルガン・スタンレー証券等)に債務不履行等の信用事由が生じた場合 ②裏付債券(日本国債等)の発行体に債務不履行等の信用事由が生じた場合

3 商品パンフレット 商品パンフレット 4



# 単位型特別勘定について

#### ■単位型特別勘定の名称等

単位型特別勘定の名称		日本円単位型CAYYMM*1		
		安定運用部分	積極運用部分	
単位型特別勘定が 主な投資対象	名称 発行体* <sup>2</sup>	CA円建VA日本国債担保リパッケージ債 YYMM*1(適格機関投資家限定)	MS円建VAパフォーマンス連動債シリーズ (適格機関投資家限定)	
とする債券		JETS INTERNATIONAL FIVE LIMITED	Morgan Stanley B.V.	
	取引相手先*2	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・ピーエルシー	
運用期間		19年10ヵ月		
単位型特別勘定移転日		契約日の属する月の翌月12日		
単位型特別勘定の	運用開始日	契約日の属する月の翌月13日		

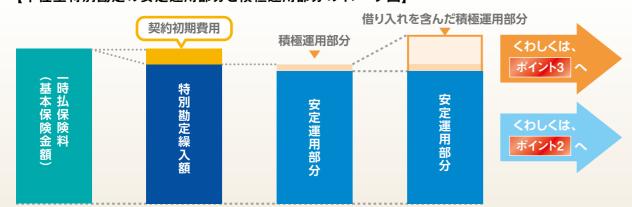
- \*1 YY:「単位型特別勘定移転日」が属する西暦の下2桁、MM:「単位型特別勘定移転日」が属する月
- \*2 単位型特別勘定が主な投資対象とする債券の発行体および取引相手先等について、くわしくは特別勘定のしおりをご覧ください。

#### ■単位型特別勘定の運用について

### 安定運用部分と積極運用部分を組み合わせて運用します。

- ●安定運用部分と積極運用部分の当初の比率は、単位型特別勘定に移転する際の日本国債20年金利等に基づき 決定します。したがって、お申し込みの際には比率は確定していません。
- ※積極運用部分の移転当初の比率は、日本国債20年金利等の上昇・低下等に基づき決定されます。積極運用部分の当初の比率の下限は基 本保険金額に対して2%とし、移転時の市場環境により取引条件等が一定以上悪化してその比率を下回ることが見込まれる場合には、当 初の比率が2%以上となるように保険関係費用を一定程度引き下げて適用することがあります。保険関係費用については、注意喚起情報 P18「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。
- ※2015年12月末時点の日本国債20年金利等の市場環境を前提とした場合、単位型特別勘定への移転当初の積極運用部分の比率は基本 保険金額に対して2%となります。
- ※積立金額における安定運用部分と積極運用部分の比率は、運用実績によって日々変動します。
- ●積極運用部分は、実質的な借り入れ(レバレッジ取引)を利用して運用を行います。そのため、大きな価格変動を 伴う可能性があり、積極運用部分の価格が低く推移した場合は、積極運用部分の価格がゼロとなり無くなる可 能性がありますが、マイナスになることはありませんので、安定運用部分に影響を与えることはありません。
- ※実質的な借り入れ(レバレッジ取引)とは、少ない資金で大きな取引の効果を得るための運用手法のことで、実際の金銭の貸し借りをする ものではありません。
- ※積極運用部分については通常約5倍(借り入れ部分は約4倍)にふやします。

#### 【単位型特別勘定の安定運用部分と積極運用部分のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、安定運用部分と積極運用部分の組み合わせによる運用を理解していただくことのみを目的に作成したものです。 実際の安定運用部分と積極運用部分の比率を示すものではありません。

ポイント2

# 安定運用部分だけで、単位型特別勘定による運用期間満了時に 「基本保険金額と同額の成果」を目指して運用します。

運用開始時の日本国債20年金利等に基づき、主に債券に投資して運用します。 積極運用部分の 運用成果があった場合 【運用のイメージ図】 契約初期費用 積極運用部分 特別勘定繰 本保険 保険 発 安定運用部分 単位型特別勘定の運用期間

※上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。 ※積立金額が目標額に到達した場合等を想定していません。

# 下記のような場合に、安定運用部分が基本保険金額を大きく下回る可能性があります。



①安定運用部分の取引相手先等(三菱UFJモルガン・スタンレー証券等)に債務不履行等の信用事由が生じた場合

②安定運用部分の大部分は日本国債等の債券を利用した取引を行っているため、その債券の 発行体に債務不履行等の信用事由が生じた場合

### ポイント3

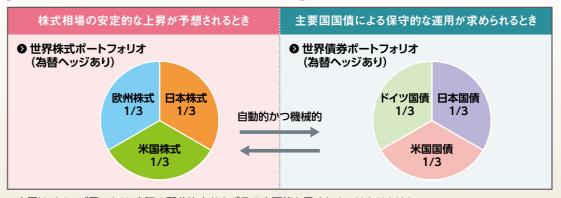
# 積極運用部分は、株式相場の魅力度に応じて機動的に資産配分を切り替え、 どのような株式市場環境でも成果をあげることを目指して運用します。

積極運用部分は、あらかじめ定めた運用ルールに基づき、世界株式ポートフォリオ(為替ヘッジあり)、もしく は世界債券ポートフォリオ(為替ヘッジあり)で運用を行います。資産配分切り替えの判定は、毎日、自動的 かつ機械的に行います。

3ヵ月毎に日本・米国・欧州の株式市場に均等に配分されるように運用します(日経平均株 価指数、S&P500種指数、ユーロストックス50指数の期近の株価指数先物を使用します)。

3ヵ月毎に日本・米国・ドイツの国債に均等に配分されるように運用します(期近の日本10 年国債先物、米国10年国債先物、ドイツ10年国債先物を使用します)。

#### 【積極運用部分の資産配分切り替えのイメージ図】



※上図はイメージ図であり、実際の配分比率およびその変更等を示すものではありません。

- ・この商品パンフレットの特別勘定に関する事項は概要を記載しています。
- ・特別勘定については、「特別勘定のしおり」にくわしく記載しておりますので、必ずご確認ください。

5 商品パンフレット 商品パンフレット 6



# 単位型特別勘定の参考データ

シミュレーション期間: 1989年5月末~2015年12月末



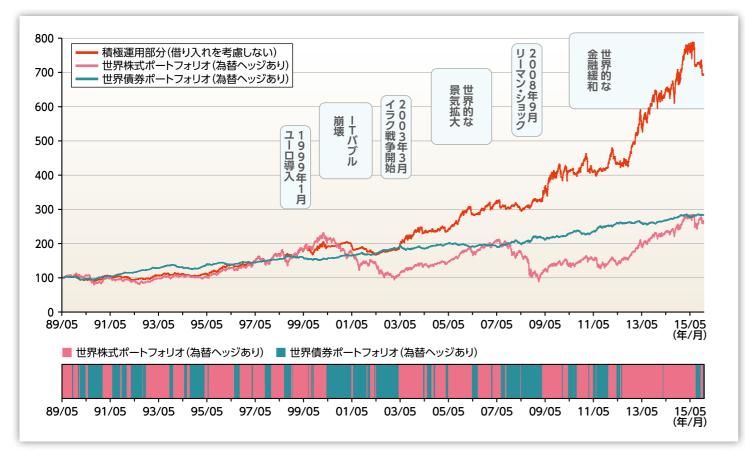
・本データは、過去の参考指数を用いたシミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。したがって、<mark>将来の運用成果を示唆または保証するものではありません</mark>。

・特別勘定の運用実績等に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、損失が生じるおそれがあります。

### **ご参考①** 積極運用部分における参考指数の推移と参考指数の切り替えの推移

(運用関係費用相当控除後)

このデータは、シミュレーション期間中、1989年5月末日を100として2015年12月末まで運用した場合における過去の参考指数および 積極運用部分の推移と、積極運用部分における各ポートフォリオの切り替えの推移を示しています。ただし、積極運用部分については借り 入れを考慮しなかったものとします。



# **参考② 目標額に到達したデータ数および到達までの運用期間**

(諸費用相当控除後・課税前)

このデータは、シミュレーション期間中、毎月末に運用を開始し、過去の参考指数を用いて単位型特別勘定と同じ運用を行ったと仮定してシミュレーションを行い、19年10ヵ月間の運用期間が取れるデータのうち、目標額に到達したデータの個数と、到達した場合の運用期間を示しています。なお、目標額に到達していないデータの運用期間は考慮していません。

目標額指定割合		120%	130%	140%	150%	200%
目標額に到達した		82個	82個	77個	76個	61個
データ数(/82個 到達したデータの		(100%)	(100%)	(約93%)	(約92%)	(約74%)
目標額に 到達したデータ の運用期間	平均	約13年 1ヵ月	約14年 3ヵ月	約15年 3ヵ月	約16年 0ヵ月	約1 <i>7</i> 年 11ヵ月
	最短	約10年 5ヵ月	約10年 <i>7ヵ</i> 月	約11年 8ヵ月	約13年 10ヵ月	約14年 7ヵ月
	最長	約17年 2ヵ月	約19年 10ヵ月	約19年 9ヵ月	約19年 10ヵ月	約19年 10ヵ月

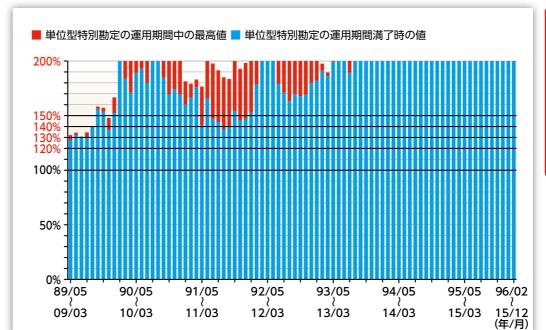


このデータは、目標額の到達について、確実性を保証するものではありません。また、記載の運用期間で目標額に到達することを保証するものではありません。

### で 単位型特別勘定の運用成果

(諸費用相当控除後・課税前)

このデータは、積立金額について単位型特別勘定の運用期間中の最高値と、運用期間満了時の値をそれぞれ示したものです。これらの値は、シミュレーション期間中の毎月末に、過去の参考指数を用いて運用を開始したと仮定して計算しています。ただし、このデータにおいては、ご選択いただける最大の目標額指定割合(200%)を超える値は表示していません。





このデータでは、目標額到達の 判定を考慮していません。実際 のご契約では、ご選択いただい た目標額に到達した時点で特 別勘定での運用を終了します ので、最高値を保証するもので はありません。

#### 【試算前提条件】

#### <ご参考①>

●運用関係費用相当を日割りで控除して計算しています。なお、課税については考慮していません。

#### <ご参考(2)(3)>

- ●単位型特別勘定の安定運用部分と積極運用部分の比率は、市場環境 (日本国債20年金利等)に基づき決定されますが、シミュレーションにおいて、日本国債20年金利等のデータは、過去のデータを使用せず、 2015年12月末時点の市場環境が19年10ヵ月間続いたと仮定して算 出しています(当初の積極運用部分の比率は基本保険金額に対して2% と仮定)。
- ●運用開始時に契約初期費用相当を控除しています。また、運用期間中は、保険関係費用相当と運用関係費用相当を日割りで控除して計算しています。なお、課税については考慮していません。

#### 【参考指数】

- ●積極運用部分(借り入れを考慮しない):MS世界株式/世界債券・インデックス(日本円ベース)\*1
- ●世界株式ポートフォリオ(為替ヘッジあり): MS世界株式・インデックス(日本円ベース)\*2
- ●世界債券ポートフォリオ(為替ヘッジあり): MS世界債券・インデックス(日本円ベース)\*3
- \*1 世界株式(日本・米国・欧州)のリスクとリターンから、株式相場の安定 的な上昇が予想される場合は実質的に日本・米国・欧州の株式(世界株 式ポートフォリオ)で運用し、主要国国債による保守的な運用が求めら れる場合は日本・米国・ドイツの国債(世界債券ポートフォリオ)で運用 したと仮定して事後的に計算された指数です。資産配分の切り替えの 判定は毎日、自動的に行ったと仮定しています。
- \*2 以下の3つの株式市場に、3ヵ月毎に均等に配分されるよう運用したと仮定して事後的に計算された指数です。
- ①日本株式(期近の日経平均株価指数の株価指数先物)
- ②米国株式(期近のS&P500種指数の株価指数先物)
- ③欧州株式(期近のユーロストックス50指数の株価指数先物)
- \*3 以下の3ヵ国の国債市場に、3ヵ月毎に均等に配分されるよう運用したと仮定して事後的に計算された指数です。
- ①日本国債(期近の日本10年国債先物)
- ②米国国債(期近の米国10年国債先物)
- ③ドイツ国債(期近のドイツ10年国債先物)
- ※ただし、1998年12月31日以前は、為替のうち通貨部分のユーロのデータが存在しないため、ドイツ・マルクに置き換えて計算しています。また、ユーロストックス先物は1998年6月19日以前のデータが存在しないため、先物ではなく、ユーロストックス50指数に置き換えて計算しています。

#### 免青事項

- ●本シミュレーションは、積極運用部分についてはモルガン・スタンレー・グループが提供するデータ、安定運用部分については三菱UFJモルガン・スタンレー証券が提供するデータ、およびBloombergの取得可能なデータをもとにクレディ・アグリコル生命が作成したものです。本シミュレーションによる過去の運用成果は、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。本シミュレーションは特定のデータ(ただし、使用されたデータは唯一の使用可能なデータとは限りません。)および条件等を使用して独自モデルに基づき算出されたデータに過ぎません。モルガン・スタンレー・グループおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、(1)本シミュレーションに使用したモデルおよびデータ等の正確性または完全性、(2)算出上の誤りまたは不作為および(3)本情報の用途について一切の責任を負いません。
- ●各参考指数の著作権およびその他一切の権利は各公表会社に属します。各公表会社は各参考指数の確実性および安全性を保証するものではありません。また各公表会社はこの商品の特別勘定の運用成果に関し一切の責任を負いません。

7 商品パンフレット 8



# 日本国債の参考データ

※出典: Bloomberg



・本データは過去の実績であり、将来の市場環境等を示唆・保証するものではありません。

### 日本国債20年金利の推移(1994年6月末~2015年12月末)





【2016年6月16日に契約が成立した場合】 <イメージ図> 2016年 申込日と同日に一時払保険料をお払い込みいただいた 申込日 6月10日 場合は、この日が責任開始日となります。 クレディ・アグリコル生命がお申し込みを承諾した日が 2016年 契約日 契約日となります。 6月16日 申込日からその日を含めて8日目または契約日のいずれ 2016年 特別勘定繰入日 か遅い日の日末に、一時払保険料から契約初期費用を差 6月17日 し引いた金額をマネー型特別勘定に繰り入れます。 契約日の属する月の翌月13日に運用を開始します。
※月末近くにお申し込みいただく場合は、契約日が申込日の翌月の日付と 単位型特別勘定の 2016年 7月13日 運用開始日 なることがあります。この場合、単位型特別勘定の運用開始日は、契約日 の属する月の翌月13日となるため、申込日の翌々月の13日となります。 例)申込日:6月30日、契約日:7月7日の場合、 単位型特別勘定の運用開始日:8月13日となります。 |位型特別勘定の運用期間(19年10ヵ月) 2017年 目標額到達の判定開始日 7月13日 積立期間(20年) 目標額到達の判定は、「単位型特別勘定の運用開始日」の1年後から 積立期間満了までの間、クレディ・アグリコル生命が営業日毎に行います。 しなかった場合 特別勘定での運用を終了し、運用成果 を自動的に確保します(据置期間付年金 に移行して据え置きます)。 据え置いているお金を、確定年金または一括で お支払いします。 ※据置期間付年金に移行後の年金支払開始日は、次のいずれ か早い日となります。 ・移行日から1年経過した日の直後に到来する「契約当初 の年金支払開始日」の応当日 ·契約当初の年金支払開始日(契約日の20年後) 単位型特別勘定の 2036年 〈据置期間付年金に移行後の年金支払開始日の例〉 5月12日 運用期間満了日

単位型特別勘定の運用期間は19年10ヵ月です 運用期間満了日の日末に、積立金をマネー型 特別勘定に移転します。

年金支払開始日

6月16日 目標額に到達しなかった場合、

契約日の20年後が年金支払開始日となります。

2036年

9 商品パンフレット

※イメージ図です。

1年

年金支払開始日

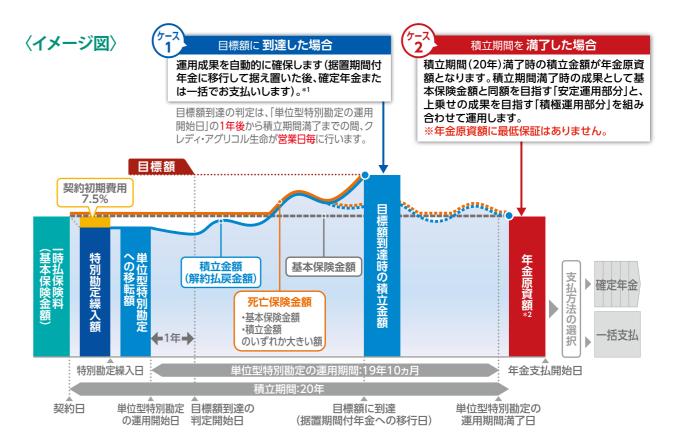
- ●「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
- ■「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

# 1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商 号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル 生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

# 2 保険のしくみと特徴

- この保険は、特別勘定の運用実績によって将来の年金原資額、解約払戻金額、死亡保 険金額等が変動(増減)するしくみの保険料一時払型の投資型年金保険(生命保険) です。
- 主に債券に投資する特別勘定で運用します。特別勘定は、積立期間(20年)満了時の成果として基本保険金額と同額を目指す「安定運用部分」と、上乗せの成果を目指す「積極運用部分」を組み合わせます。特別勘定についてくわしくは「特別勘定のしおり」を、またご参考として当冊子のP5「単位型特別勘定について」をご覧ください。
- お払い込みいただいた一時払保険料は、特別勘定繰入日の日末に契約初期費用を差し引いてマネー型特別勘定に繰り入れられます。その後、積立金は単位型特別勘定移転日の日末に単位型特別勘定に移転され、19年10ヵ月間運用されます。
- 特別勘定繰入日は、申込日からその日を含めて8日目または契約日のいずれか遅い日とします。
- 単位型特別勘定移転日は、契約日の属する月の翌月12日とします。また、単位型特別 勘定移転日の翌日の13日を単位型特別勘定の運用開始日とします。
- 単位型特別勘定の運用期間満了日の日末に、積立金は自動的にマネー型特別勘定に 移転され、年金支払開始日前日まで積み立てられます。
- 年金支払開始日後は、年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として確定年金でお支払いします。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。死亡保険金は、基本保険金額が最低保証されます。
- この保険には、目標額到達時年金移行特約が付加されています。そのため、単位型特別勘定の運用開始日の1年後から、年金支払開始日前日までの期間中、積立金額が契約時に設定した目標額以上に到達すると、その日で特別勘定での運用を終了し、自動的に据置期間付年金に移行します。目標額到達時年金移行特約について、くわしくはP14「4付加できる特約について」をご覧ください。



- \*1 据置期間付年金に移行後の年金支払開始日は、次のいずれか早い日となります。
  - ・移行日から1年経過した日の直後に到来する「契約当初の年金支払開始日」の応当日
  - ・契約当初の年金支払開始日(契約日の20年後)
- \*2 上図に記載しているケース2の年金原資額は、積極運用部分の運用成果がなかった場合を示しています。
- ※上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。

契約初期費用

## <年金原資額が基本保険金額を下回る場合について>

単位型特別勘定のうち「基本保険金額と同額の成果」を目指す部分(安定運用部分)について下記のような場合に、年金原資額が基本保険金額を大きく下回る可能性があります。

- ①安定運用部分の取引相手先等(三菱 UFJモルガン・スタンレー証券等)に債 務不履行等の信用事由が生じた場合
- ②裏付債券(日本国債等)の発行体に債 務不履行等の信用事由が生じた場合

 約

概

要

※上記についてくわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

注章

- ・この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、および将来の年金原資額が変動(増減)するしくみの投資型年金保険です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、運用実績によっては解約払戻金額や年金原資額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。
- ・年金原資額および解約払戻金額に最低保証はありません。
- ・契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原 資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。

# 3 保障内容について

#### ・年金種類および年金支払開始年齢

■ 年金支払開始日後の支払方法は、以下のとおりです。また、年金支払開始日前であれば、契約者からのお申し出により、年金支払期間を変更することができます。なお年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。

#### 年金種類

確定年金

あらかじめ定めた年金支払期間、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。

【年金支払期間】5年・10年・15年

- ※第1回の年金額が10万円に満たない場合は、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ※第1回の年金額が3,000万円を超える場合は、その金額を超える部分に対応する年金原資額を第1回の年金額にあわせて 一括で年金受取人にお支払いします。



- ・契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ・年金原資額に最低保証はありません。

### ・死亡時の保障

死亡保険金	積立期間中	積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額(据置期間中は責任準備金額*)を死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金	年金支払 開始日以後	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額を一括して年金受取人にお支払いします。年金受取人から請求があった場合は、死亡一時金に代えて残存年金支払期間中、継続して年金をお支払いします。

\*目標額到達時年金移行特約により据置期間付年金に移行した場合に据え置かれているお金のことをいいます。 ※支払事由に該当し、死亡保険金・死亡一時金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。



・死亡保険金等をお支払いできない場合についてくわしくは、注意喚起情報のP20 [3 死亡保険金等をお支払いできない場合について]および「ご契約のしおり・約 ]をご覧ください。

# 4 付加できる特約について

#### ·遺族年金支払特約(08)

- 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金の一括支払に代えて、死亡 保険金の全部または一部を年金基金とし、確定年金として死亡保険金受取人にお支払いすること ができます。
- ※年金額は10万円以上、3,000万円以下の範囲内でお取り扱いします。

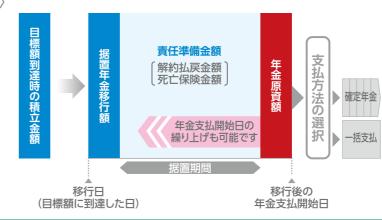
#### ·指定代理請求特約

■ 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が 年金受取人の代理人として、クレディ・アグリコル生命の承諾を得て年金・死亡一時金を請求する ことができます。

#### ·目標額到達時年金移行特約

- 目標判定期間中の判定日に、積立金額が契約時に設定された目標額以上に到達すると、その日を移行日として特別勘定による運用を終了し、自動的に据置期間付年金に移行します。
- 目標判定期間は、単位型特別勘定の運用開始日の1年後から、年金支払開始日前日までの期間とし、 据置期間付年金に移行した時点で目標額到達の判定は終了します。
- ■目標額到達の判定日は、クレディ・アグリコル生命の営業日とします。
- 目標額は、一時払保険料(一部解約があった場合は、減額後の基本保険金額)に目標額指定割合を乗じた金額とします。
- ■目標額指定割合は、120%・130%・140%・150%・200%の中からご選択いただけます。
- 移行日の積立金額が据置年金移行額となります。移行後は、その金額を基にした責任準備金が移行日におけるクレディ・アグリコル生命の定める率\*で年金支払開始日の前日まで据え置かれます。
  - \*据え置かれる際の率については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)に お問い合わせいただくか、Webサイト(http://www.ca-life.jp/)でご確認いただけます。
- 移行後の年金支払開始日は、**移行日から1年経過した日の直後に到来する契約当初の年金支払開始 日の年単位の応当日、または、契約当初の年金支払開始日のうちいずれか早い日**とします。なお、移 行後の年金支払開始日を繰り上げて、最短で2ヵ月後から年金をお支払いすることもできます。
- 据置期間中の死亡保険金額および解約払戻金額は責任準備金額となります。

#### 〈イメージ図〉



※左図は据置期間付年金に 移行した場合の据置期間 中のイメージ図です。また、 一部解約等があった場合を 想定していません。 約

概

要

14



- ・この保険には、目標額到達時年金移行特約があらかじめ付加されており、この特約の みを解約することはできません。
- ・契約後に目標額指定割合の変更はできません。
- ・契約日から単位型特別勘定移転日の1年後まで(目標判定期間前)は、目標額に到達しても据置期間付年金には移行しません。

#### ·年金額分割払特約\*

- 年金額を分割してお支払いすることができます。
- \* 取扱内容は、将来変更されることがあります。

# 5 特別勘定について

■ この保険の特別勘定の種類と運用方針等は以下のとおりです。ただし、クレディ・アグリコル生命の 判断により今後、特別勘定の変更等をすることがあります。なお、各特別勘定についてくわしくは、 「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特	<b>持別勘定名</b>	主な投資対象	特別勘定の運用方針等
単位	日本円 単位型CA	<安定運用部分> CA円建VA 日本国債担保リパッケージ債 YYMM* <sup>1</sup> (適格機関投資家限定)	主として円建ての債券に投資します。基本保険金額と同額の成果を目指す「安定運用部分」と、上乗せの成果を目指す「積極運用部分」を組み合わせて運用することで、中長期的に高い成果をあげることを目標とします。積極運用部分の移転当初の比率は、日本国債20年金利等の上昇・低下等に基づき決定されます。積極運用部分の当初の比率の下限は基本保険金額に対して2%とし、移転時の市場環境により取引条件等が一定以上悪化してその
型	YYMM*1	<積極運用部分> MS円建VA パフォーマンス連動債 シリーズ (適格機関投資家限定)	比率を下回ることが見込まれる場合には、保険関係費用*2を一定程度引き下げて適用することにより、2%以上とすることを目指します。 〈安定運用部分の運用方針〉 単位型特別勘定の運用満了時に基本保険金額と同額の成果を目指します。 〈積極運用部分の運用方針〉 株式市場の環境に応じて機動的に資産配分を切り替えて高い成果を狙います。
マネー型	日本円 マネープール CA* <sup>3</sup>	円建ての預金等	円建ての預金を中心に投資することにより、安全性、流動性に十分配慮した安定的な運用を行います。

- \*1 YY:単位型特別勘定移転日が属する西暦の下2桁、MM:単位型特別勘定移転日が属する月
- \*2 保険関係費用については、注意喚起情報P18「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。
- \*3 マネー型特別勘定の運用収益率が年率0.61%を超えない場合、積立金額は増加しません。



・お払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除し、マネー型特別勘定 に繰り入れられた後、戦争その他の変乱または単位型特別勘定資産に関係する金融 機関における著しい信用状況の悪化等のやむを得ない事情により、単位型特別勘定 への積立金の移転が行えない場合は、積立金額および契約初期費用相当額を払い 戻します。

#### ・特別勘定の繰入日について

■ 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を、申込日からその日を含めて8日目または契約日のいずれか遅い日の日末に特別勘定に繰り入れます。

#### ・特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果が積立金額に反映されます。特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法は将来変更されることがあります。
- (1)有価証券は時価評価します。
- (2)(1)以外の資産は原価法によって評価します。
- (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権や債務は時価評価し、評価損益を計上します。

# 6 解約払戻金について

#### ・解約・一部解約について

- 年金支払開始日前であれば、いつでも解約することができます。解約した場合には、解約払戻金を お支払いし、ご契約は消滅します。
- 一部解約は、単位型特別勘定の運用開始日から年金支払開始日前日までの期間にお取り扱いします。
- 解約日または一部解約日の翌日から解約の効力が生じます。

#### ・解約日・一部解約日について

- 積立期間中は、解約または一部解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日の翌営業日を解約日または一部解約日とします。
- 据置期間付年金への移行後は、解約または一部解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が 受け付けた日を解約日または一部解約日とします。

#### ・解約払戻金額について

- 解約日が特別勘定繰入日前の場合、解約払戻金額は基本保険金額となります。
- 解約日が特別勘定繰入日以後の場合、解約払戻金額は解約日における積立金額(据置期間付年金への 移行後は責任準備金額)となります。
- 一部解約の場合の解約払戻金額は一部解約請求金額となり、10万円以上1万円単位でお取り扱いします。また、一部解約後の積立金額(据置期間付年金への移行後は責任準備金額)が100万円に満たない場合は、一部解約のお取り扱いはできません。

#### ・一部解約後の基本保険金額について

■ 一部解約した場合の基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて減額されます。一部解約日の翌日以後は減額された基本保険金額が適用されます。



・解約払戻金額に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては一時払保 険料を下回ることがあります。

# 7 配当金について

■この保険には、配当金はありません。

# 8 諸費用について

■ この保険にかかる諸費用については、P18「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

# 9 契約時の引受条件について

項目	条件
契約年齢 (契約日における (被保険者の満年齢)	20歳~70歳 ※契約日は、クレディ・アグリコル生命がご契約のお申し込みを承諾した日となります。 申込時に70歳であっても、ご契約の承諾日以前に71歳となる場合はお取り扱い できませんのでご注意ください。
被保険者	契約者またはその配偶者もしくは2親等内の血族
年金受取人	契約者または被保険者
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族
指定代理請求人	年金受取人の戸籍上の配偶者・直系血族・同居または生計を一 にしている3親等内の親族の中から1名
後継年金受取人	被保険者本人または被保険者の配偶者もしくは3親等内の親族 の中から1名
一時払保険料 (基本保険金額)	100万円以上、5億円*以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ
積立期間	20年
基本保険金額の増額	お取り扱いしません
契約者貸付	お取り扱いしません

<sup>\*</sup>クレディ・アグリコル生命の定める個人年金保険のご契約については、同一被保険者あたりの基本保険金額(外国通貨建ての保険についてはクレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算します)を通算して5億円がお取り扱いの限度となります。

# ■注意喚起情報

- ●「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- ●「注意喚起情報」の他、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

# ご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、「契約初期費用」「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管理費用」の合計となります。

#### ・契約時に必要な費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用です。	一時払保険料 に対して <mark>7.5%</mark>	特別勘定への繰入時に 一時払保険料から控除し ます。

### ・単位型特別勘定の運用期間中に必要な費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	死亡保険金の最低保証 や、ご契約の維持管理 等に必要な費用です。	基本保険金額に 対して 最大年率 <mark>0.61%</mark> *1	左記の年率を乗じた金 額の1/365を、積立金 額から毎日控除します。
運用関係費用	特別勘定の運用に 関わる費用です。	費用、有価証券等の 等がかかります。これ 況等によって異なり 金額や割合を確定す ることができません。	、債券の事務処理に要する 売買取引・保有に伴う費用 いるの費用は、債券の運用状ますので、費用の発生前に ることが困難なため表示す これらの費用についてくわ しおり」をご覧ください。

<sup>\*1</sup> 単位型特別勘定のうち積極運用部分の移転当初の比率は、日本国債20年金利等の上昇・低下等に基づき決定されます。積極運用部分の当初の比率の下限は基本保険金額に対して2%とし、移転時の市場環境により取引条件等が一定以上悪化してその比率を下回ることが見込まれる場合には、当初の比率が2%以上となるように保険関係費用を一定程度引き下げて適用することがあります。なお、単位型特別勘定への移転の際に適用された保険関係費用の年率は、変更されることはありません。

# ・マネー型特別勘定の運用期間中に必要な費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	保険関係費用はかか		
運用関係費用	特別勘定の運用に 関わる費用です。	積立金額に 対して 最大年率 <b>0.61%</b> *2	左記の年率を乗じた金額の1/365を、積立金額から毎日控除します。

<sup>\*2</sup>マネー型特別勘定の運用期間中の運用関係費用は、年率0.61%を上限とし、マネー型特別勘定の運用収益率が年率0.61%以下の場合は運用収益相当額とします。

### ・年金支払期間中にご負担いただく費用

	項目	概要	費用	ご負担いただく時期
年金	<del>.</del> 管理費用	年金のお支払いや 管理等に必要な 費用です。	支払年金額に 対して <mark>1%</mark>	年金支払開始日後、左記の割 合を乗じた金額を、年1回の 年金支払日に控除します。

※「年金管理費用」は年金支払開始日(遺族年金支払特約(08)による年金支払については年金基金設定日)に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2016年2月末現在のものであり、将来変更されることがあります。 ※年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。

# この保険のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、 および将来の年金原資額が変動(増減)するしくみの投資型年金保険です。特別勘定 における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリス ク等のリスクがあり、運用実績によっては解約払戻金額や年金原資額が一時払保険 料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 年金原資額および解約払戻金額に最低保証はありません。
- これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

## 1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- ■この保険は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。この場合、クレディ・アグリコル生命はお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面によりクレディ・アグリコル生命あてにお申し出ください。
- お手続きについてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

#### [書面送付先]

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビルクレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

# 2 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- クレディ・アグリコル生命が、お申し込みいただいたご契約をお引き受けすると承諾した場合には、 一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時(責任開始期)にさかのぼり、責任 を開始します。なお、この保険では、承諾日を契約日とします。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとクレディ・アグリコル生命の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してクレディ・アグリコル生命が承諾したときに有効に成立します。

# 3 死亡保険金等をお支払いできない場合について

- ・次のような場合には死亡保険金等をお支払いできないことがあります。
- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人または契約者の 故意により被保険者を死亡させた場合

起

- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しになった場合や、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- ■被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

#### ・死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

■ 戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

# 4 解約払戻金について

■ 解約払戻金についてくわしくは、契約概要のP16「6 解約払戻金について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# 5 生命保険会社が経営破たんに陥った場合等について

- クレディ・アグリコル生命の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

# 6 新たな保険契約への乗換について

■ 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約(減額)を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。その他、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合がある等、お客さまに不利益となることがあります。

# 7 借り入れを前提としたご契約について

■ 保険料を借り入れで調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借り入れを前提としたご契約はお引き受けしておりません。

# 税金のお取り扱いについて

#### ·生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。
- ※その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一 時払のため、ご契約の年(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります)のみ控除の対象となります。 なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- ※年金受取人および死亡保険金受取人が契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血 族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

### ・解約・一部解約の差益にかかる税金

年金種類	契約日から5年以内の 解約・一部解約	契約日から5年超の 解約・一部解約
確定年金	源泉分離課税 (所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税

#### ・年金にかかる税金

契約內容	契約例			税金の種類	
关利的合	契約者	被保険者	受取人	优並の俚規	
受取人が 契約者本人の場合	本人	本人	本人		
	本人	配偶者	本人	所得税(雑所得)+住民税	
受取人が 契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得)+住民税	

### ・年金支払開始日における年金の一括受取にかかる税金

受取人	契約日から年金支払開始日までの年数			
文以八	5年以内	5年超		
契約者本人の場合	源泉分離課税(所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税		
契約者以外の場合	年金支払開始時に年金受給権の権利評値	<b>面額に対して、贈与税が課税されます。</b>		

#### ・死亡保険金にかかる税金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税



・平成25年(2013年)から平成49年(2037年)までの各年分の所得税にかかる基準所得税 額には、復興特別所得税が課されます。

・税務については、平成28年(2016年)2月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的な ものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱 いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについ ては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

# 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払 事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等に ついても、すみやかにクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金·死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払い できない場合についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご覧く ださい。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれが ありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずクレディ・アグリコル生命カスタマー サービスセンターにご連絡ください。



カスタマー 0120-60-1221 党付時間. サービスセンター 0120-60-1221 (祝休日·年末年始の休日を除く

起

# 10 生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタ マーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により 生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を 設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス;http://www.seiho.or.jp/)

- ※「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、クレ ディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)でご照会ください。
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、 原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合について は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の 保護を図っております。